

日介連ニュース

巻頭
挨拶

日本介護事業連合会の会員の皆様へ 日本介護事業連合会 会長 愛知 和男

日本介護事業連合会は会員の皆様からのご助力により、設立から今年で5年目を迎えたことを御礼申し上げます。今号では、日本介護事業連合会の政界・官界への働きかけを中心とした活動を掲載いたします。継続してこういった働きかけを行って参りますので、会員の皆様からもご意見がございましたら、どうぞ遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

政策
提言

日本介護事業連合会の提案（その1） — 高齢社会から 幸齢社会へ —

はじめに

人生の最終段階になりその人の立場に立ってどうするのが一番その人の幸せになるかを考える人がいることが重要です。その役割を担っているのがまさに「介護」に携わる人です。「介護」に携わる人々のお手伝いをするのが日本介護事業連合会の使命です。

私たちは以下に述べるような考えに沿って超高齢社会における介護・福祉の在り方を、介護を受ける人、ご家族、医療・福祉関係者等と手を携えながら探り、実現していきたいと考えます。超高齢社会の到来を手をこまねいて待つのでなく、高齢者が自己決定に基づいて尊厳ある人生を全うできる「幸齢社会」を目指したいと思います。

①幸齢社会づくりは「未病社会」の実現から

高齢社会が抱える大きな問題のひとつは、健康寿命（男性72歳、女性75歳）と平均寿命（男性81歳、女性87歳）との間の落差にあります。療養ベッドに寝ながらの老後では、何のための長寿か分かりません。この落差を縮めることこそ、充実して尊厳ある老後生活の基本です。わが国には国民皆保険という誇るべき制度がありますが、病になってからではなく、病に侵されない、虚弱化しない体調、体質を整える「未病対策」こそ優先されるべきです。それには本人の自覚と努力は無論ですが、地域社会の共助、自治体の体制作りも大切です。このことが結果として医療費の削減、更には財政赤字に苦しむ国家への貢献にもつながります。

健康寿命を延ばすためには適度な運動、体調管理が欠かせませんが、特に大切なのが口腔衛生です。人は噛み砕き、咀嚼して初めて「食欲」を満足させられます。適切なマッサージ、義歯の調節により最後まで「胃ろう」といった非人間的な栄養補給に頼らなくて済む口腔管理の啓蒙が必要です。

ヘッドライン



日本介護事業連合会の提案と今後の取り組みについて

②地域包括ケア実現のため財政措置を含めた 地方分権の推進を

介護福祉政策は、詰まるところサービスと負担のバランスをいかにとるかにつきます。現行の介護保険システムは、介護費用の割を本人負担、残りを公共団体が管理する保険と国税で折半しています。自治体が管掌している保険支払いに関しても厚労省の定める指導基準に基づき細部まで国家管理が行われています。

地域の介護福祉を取り巻く環境、条件は様々であり、自治体の独自判断が可能となる「地方分権」をより一層、進めるべきだと思います。

北欧各国は、介護コストを地方税中心の税投入でまかない、予算執行権もコンミュン（自治体）の裁量にゆだねています（医療費は国、県が管掌）。地域包括ケアを質・量とも充実するには、このような方向での改革が必要だと思います。

③自己決定、尊厳ある最後のための基本原則

人生をどのように締めくくるのか。それは、その人の自己決定によるべきです。このため日本尊厳死協会が提唱するよう、本人の意思表示を判断能力のあるうちに明確にすることが必要です。現在、後期高齢者保険証裏面には臓器移植提供に同意するか否かを表示する欄があります。これに代えて、「延命処置を希望するか否か」の意思表示欄を設けることを提案します。同時に終末期医療に携わる医師は、治療を目的とする一般医療との根本的相違を理解し、受診者の自己決定を尊重して安易な延命治療に走らぬようにするべきです。このためには、学部、研修段階から緩和医療、終末医療（ホスピス）について十分な教育が行われるようカリキュラムの改正、充実が必要だと思います。また、刑法第199条、第218条、第219条の改正も必要かもしれません。

一、はじめに

介護と呼ばれる営みを貫く心棒としての「思想」が、今や確りと構築されなければならない。従来、介護に係る議論は、少子・高齢化に伴う「難題」、「厄介事」への対応という域のものに終始してきた。こうした現状を放置する限りは、どれだけ費用が投じられようとも、「介護」の未来は明るくない。「何のための介護か」という思想の不在は、介護を含む広い意味での福祉政策における弥縫的な対応を招いた。目下、その悪弊から脱し、「何のための介護か」という思想を構築し、その上での合意を社会に定着させることが求められている。



日本介護事業連合会
会長 愛知 和男

二、「介護」に係る三つの原則

「介護」という営みを公共政策の分脈で考える際には、踏まえておくべき三つの原則がある。即ち、それは、「多様性」、「尊厳」、そして「自由」の三つの価値を、それぞれ尊重するという原則である。

第一に、「多様性」の尊重に関していえば、留意されるべき点の第一は、人々の「介護」に対する要請は、多様であって決して均一ではないという事実である。このことは、介護という枠組で考慮されるべき二つの事柄を表している。先ず、介護の枠組で提供されるサービスにおいては、「公平」の論理が前面に出過ぎてはならないということである。日本では、「公平」の意義が強調されるものであるけれども、それは具体的な施策に結び付いた場合には「均質」以上のものを意味しないことがある。介護を含めて「多様性」の要請に応えられない福祉サービスは、それ自体が「貧困」を印象付けることがあっても、人々の「満足」に結び付くことはない。次に、「多様性」の尊重という原則の上では、行政の対応は、介護に際しての「最低限の帰順」を設定する以上のものであってはならないのであろう。介護に関して行政への要請は、大きいかもしれないけれども、それが民間の動きを縛るものであってはならないということである。

第二に、「尊厳」の尊重という原則に関していえば、留意されるべきは、介護が「生身の人間」を相手にした営みであるという当然の事実である。たとえば高齢者介護の対象になる人々は、総てが同じ「お爺さん・お婆さん」ではない。彼らは、それぞれの然るべき「人生の時間」を積み重ねた人々である。故に、「尊厳」を大事にする介護とは、それぞれの人々の「人生の時間」の蓄積に敬意を払った上でのものである。これは、介護サービスに際しては、「需要」の側も「供給」の側も、

それぞれの意向が絶えず双方向で伝えられなければならないということである。介護サービスの中身は、「供給」の側の都合が「需要」の側に押し付けられるようなことがあってはならないし、「需要」の側の都合に「供給」の側を従わせるものであってはならない。介護に際して、「尊厳」の尊重と相互信頼は表裏一体のものである。

第三に、「自由」の尊重という原則に関していえば、確認されるべきは、介護に係る制度設計は、それが人々の多様な要請に応え、人々の尊厳に立脚する以上、「自由」を旨としなければならないということである。関係する人々の「選択の自由」は最大限、担保される必要があるわけである。前に触れた第二の原則としての「尊厳」は、その「自由」に拠ってこそ裏付けられる、故に、介護に際して、そのサービスを提供する民間の活動には広範な「自由」が認められるべきであるし、そのサービスを受ける人々が可能な限りの「選択の自由」を手にするのは当然のことである。また、「選択の自由」に関していえば、先々に介護を要請するかもしれない人々にとっては、その要請の範囲と程度を事前に見極めておく姿勢は、大事になるであろう。介護に際しての「選択の自由」を活かすためには、相応の意識や見識が要る。そうした種子での啓蒙も、今後は大事になる。以上の三つの原則を踏まえれば、今後の介護の制度設計に際しては、特に高齢者介護に関しては、単なる「お爺さん・お婆さん」ではなく、それまでに人々が積み重ねてきた「社会属性」(学歴・職歴・趣味・交遊歴…)、あるいは紡いできた「縁」(地縁・血縁・交遊縁)などを反映した「多様な人々」を念頭に置くという思考が、求められよう。具体的な例を挙げれば、高齢者介護を提供する際には、各種業界団体との協同の上で、主に芸術・文化方面に携わってきた人々を対象にした「芸術家の家」とか教職に携わってきた人々を対象にした「聖職者の家」とかいった枠組を考慮することである。こうした枠組を通じたサービスを選べるということが、重要なのである。

三、「職業として介護」の再定義

以上の介護に係る三つの原則を踏まえて、「職業としての介護」が定義されなければならない。近親者でもない他人を「職業として」介護することには、どのような意味があるのかという問題が、整理される必要がある。

介護と並んで、人々の「福祉」に係る職業領域として認識されているのは、医療や看護である。医療や看護に際しては、誰もが暗黙のうちに合意する一つの目標が設定されている。それは、「社会的動物」である人々を「社会」に復帰させるということである。多くの人々にとって、医療や看護に携わる人々は、「たまにお世話になる人々」という色彩が濃い。「健康である」ことの意味は、医療や看護に携わる人々の尽力を経た上で、「社会」に復帰し、「社会」の中で活動できる状

態を指す。その「社会」での活動は、単なる経済・生産活動に止まらず、地域社会やクラブやサークルその他の「自発的に作られた社会」での活動も指している。

片や、介護の焦点は、人々の「社会的動物」としての側面よりも、人々の「平常の生活」の側面に集まっている。一般に、介護を必要としているのは、高齢の人々や障害を持つ人々であるけれども、何故、それが必要とされるかといえば、「平常の生活」を支えるためである。たとえ老いて身体が衰えた後でも、そして不運にして障害を負って身体機能を損じた場合でも、人々が「平常の生活」を送る毎日は、起床の時間から就寝の時間まで続くのである。特に高齢の人々や障害を持つ人々は、そうした「平常の生活」に際して困難を来たすことが多いわけである。故に、介護の趣旨は、人々の「平常の生活」における困難の度合いを軽減し、その「平常の生活」の質を保つことにある。

そうであるならば、「職業としての介護」を担う人びとの役割と意義もまた、明確になる。それは、人々の「生活の質」を最も守護する役割である。しかも、介護は、医療や看護とは異なり、人々の「平常の生活」に関わるという意味においては、人々の「人生」に密着した職業領域である。それは、喩えていえば、視覚障害者マラソンにおける「伴走ランナー」のような役割を担う職業であるといえる。介護という職業には、医療職や看護職とは別種の難しさと意義があるということは適宜、確認されるべきである。

以上のことを踏まえて、「職業としての介護」の意味もまた、定義され直す必要がある。それは、介護に携わる人々の「個人的な側面」でいえば、前に触れたように、「人々の『生活の質』」を支える職業であるという定義になる。加えて、「人間の社会への関わり方は多様である」という命題を踏まえれば、「多様な人々の多様な人生」に触れる職業という定義も、「職業としての介護」に与えられることになる。それは、「社会における『多様性』」を担保する条件でもある。

四、おわりに

介護という営みには、今や少子・高齢化の進展に伴う「難事」や「厄介事」というイメージが付きまとうようになってきている。「職業としての介護」を取り巻く環境にも、そうした「難事」や「厄介事」を引き受けてくれるものであるという合意が大きな影響を与えている。しかし、そうした「難事」や「厄介事」としての介護のイメージが払拭されなければ、介護に対する社会の要請が飛躍的に高まる中、その質は貧しくなっていくのであろう。

「大切にしなければならないのは、ただ生きることではなくて、よく生きることなのだ」というのだ。プラトンが著書『クリトン』中で紹介するソクラテスの言葉は、介護の意味を考える意味でも、大事なものである。人々は、人生の最晩年や難渋局面

に至って「平常の生活」に難儀を来たすかもしれないけれども、それでもなお、「よく生きる」姿勢を貫こうとするものである。介護という営みの趣旨とは、人々が「善き生」を送り、そして全うするための支援を行うことにある。

こうした人々の「善き生」を支える介護の趣旨は、今後の日本社会において普く定着する必要がある。「善き生」こそが、介護における「思想」の根本概念である。

以上



フクラシア丸ノ内オアゾ 大ホールでのセミナー



衆議院第一議員会館でのセミナー



石飛 幸三先生との対談の様子

政策 提言

日本介護事業連合会からの提案 政界・官界への働きかけ

これからの日本の介護と考え方を日本介護事業連合会の提案としてとりまとめ、政界・官界を中心に働きかけております。

会員の皆様から寄せられた声を参考とさせていただきながら日本介護事業連合会の提案として、継続的に行って参ります。

日本の介護、引いては、日本の未来を会員の皆様と一体となって創っていく事が我々、日本介護事業連合会の責務と捉え、活動を続けて参ります。



前厚生労働大臣 加藤 勝信 代議士



自由民主党 厚生労働部会長
小泉 進次郎 代議士



自由民主党 政調会長
岸田 文雄 代議士



厚生労働省 老健局長
大島 一博 氏

活動 報告

第 23 回福祉懇話会のご報告

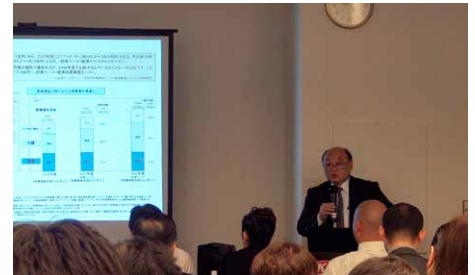
講師：二川 一男先生（元厚生労働事務次官）

元厚生労働事務次官の二川 一男先生を講師に迎え、講演を行いました。講演序盤では、我が国の社会保障制度をとりまく現状と人口構造、国の歳出と社会保障関係費についての現状について講義いただき、中盤から終盤にかけて厚生労働省の在り方や地域包括ケアシステムの概略、地域医療の在り方、医療と介護の連携についてのお話を伺いました。

また、当会の特別顧問で元厚生大臣津島雄二先生にもご出席いただき、今後の日本の社会保障の展望についてお話をいただきました。

多くの会員の皆様にご出席いただき、熱の入った良い会と出来たことを事務局一同感謝を申し上げる次第です。

次回のセミナーは5月22日（水）に前厚生労働事務次官の蒲原 基道先生をお招きして開催いたします。詳細につきましては、日本介護事業連合会ホームページ（<https://www.kaijiren.com/>）のセミナー情報からご覧ください。



二川先生ご講演の様子①



日本介護事業連合会 特別顧問
元厚生大臣 津島 雄二 先生

編集 後記

日本介護事業連合会 事務局から 会員の皆様へ

日本介護事業連合会事務局長の堀田です。この度、日介連ニュースのデザインを一新しました。これまで不定期発行でありましたが、今後、毎月10日に定期発行することとなりました。

現在、私共は政策提言ができる団体としての取り組みをはかっております。冒頭の愛知会長の巻頭言にもありますように、政策提言案を各政治家、官僚に持ち込んでいます。

日本介護事業連合会は、5年目を迎えました。これまでの取り組みを客観的にとらえ、反省する点は反省し、世間のお役に立てる団体を目指し事務局一同襟を正し、まい進する覚悟でございます。何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本介護事業連合会
事務局長 堀田 慎一